

雇児福発0405第2号  
平成24年4月5日

都 道 府 県  
指 定 都 市  
中 核 市  
児童相談所設置市

民生主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局  
家 庭 福 祉 課 長

「児童入所施設における事務費の保護単価の特例  
措置基準等について」の一部改正について

標記については、平成19年1月10日雇児福発第0110001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知「児童入所施設における事務費の保護単価の特例措置基準等について」により行われているところであるが、今般、その一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成24年4月分の支弁から適用することとしたので通知する。

別紙 「児童入所施設における事務費の保護単価の特例基準等について」の一部改正新旧対照表

改正後	現行
<p style="text-align: right;">雇児福発第0110001号 平成19年1月10日</p> <p style="text-align: center;">[一部改正]平成23年6月17日 雇児福発0617第1号 平成24年4月5日 雇児福発0405第2号</p> <p>各 都 道 府 県 各 指 定 都 市 民生主管部（局）長殿 各 中 核 市 児童相談所設置市</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長</p> <p style="text-align: center;">児童入所施設における事務費の保護単価の特例基準等について</p> <p>児童入所施設の定員と現員との階差の是正措置については、従来から格段のご配慮をいただいているところであるが、今般、雇用均等・児童家庭局所管の児童入所施設においては、事務費の保護単価の特例措置基準等について次のように取り扱うこととし、平成23年4月から適用するので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。</p> <p>なお、昭和37年4月3日児企第13号通知「児童入所施設の定員と現員との開差の是正措置の円滑なる実施について」及び昭和47年4月22日児企第15号通知「児童入所施設の事務費の保護単価の特例措置基準の運用について」にかかわらず雇用均等・児童家庭局所管施設については本通知を適用するものとし、また、平成16年12月2日雇児福発第1202002号通知「児童入所施設における事務費の保護単価の特例措置基準等について」は本通知の施行に伴い廃止する。</p> <p>ただし、平成17年度以前の取扱いについては、なお従前の例による。</p> <p>第1 略</p> <p>第2 10月計算の適用について</p> <p>暫定定員の設定に当たっては12月平均による算出方法が原則であり、10月計算については、都道府県知事等において暫定定員の設定を行う場合に個々の施設の状況を勘案して適用するものであることから、一律に10月計算を適用することは認められない。また、12月計算でも繰越金や人件費積立金等の活用により、児童等の処遇の低下を招かないと判断される場合においては、10月計算を適用することは認められない。</p>	<p style="text-align: right;">雇児福発第0110001号 平成19年1月10日</p> <p style="text-align: center;">[一部改正]平成23年6月17日 雇児福発0617第1号</p> <p>各 都 道 府 県 各 指 定 都 市 民生主管部（局）長殿 各 中 核 市 児童相談所設置市</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長</p> <p style="text-align: center;">児童入所施設における事務費の保護単価の特例基準等について</p> <p>児童入所施設の定員と現員との階差の是正措置については、従来から格段のご配慮をいただいているところであるが、今般、雇用均等・児童家庭局所管の児童入所施設においては、事務費の保護単価の特例措置基準等について次のように取り扱うこととし、平成23年4月から適用するので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。</p> <p>なお、昭和37年4月3日児企第13号通知「児童入所施設の定員と現員との開差の是正措置の円滑なる実施について」及び昭和47年4月22日児企第15号通知「児童入所施設の事務費の保護単価の特例措置基準の運用について」にかかわらず雇用均等・児童家庭局所管施設については本通知を適用するものとし、また、平成16年12月2日雇児福発第1202002号通知「児童入所施設における事務費の保護単価の特例措置基準等について」は本通知の施行に伴い廃止する。</p> <p>ただし、平成17年度以前の取扱いについては、なお従前の例による。</p> <p>第1 略</p> <p>第2 10月計算の適用について</p> <p>暫定定員の設定に当たっては12月平均による算出方法が原則であり、10月計算については、都道府県知事等において暫定定員の設定を行う場合に個々の施設の状況を勘案して適用するものであることから、一律に10月計算を適用することは認められない。また、12月計算でも繰越金や人件費積立金等の活用により、児童等の処遇の低下を招かないと判断される場合においては、10月計算を適用することは認められない。</p>

改正後	現行
<p>なお、上記によってもやむを得ず10月計算の適用を行う場合は、次に掲げる事例について、当分の間、第1に該当するものとして取扱うこととする。</p> <p>その上で、①については、下記のいずれかの算式によって差し支えないものとし、これに該当する場合は当省の包括的承認があったものとみなし、個々の施設についての特例措置の協議は必要としないものとして取り扱われたい。</p> <p>また、②の事例についても次のいずれかの算式によるものとするが、本事例の場合は第1に基づき特例措置に関する協議を当省に対して行うこと。</p> <p>① 例えば年度のはじめに特に児童数が減少する施設や、自立援助ホームにおいて、各月初日現在の在籍児童数が月により変動のあるもの。</p> <p>② 暫定定員の設定を行うことにより、現にいる職員の整理が必要となるもの。</p> <p>(算式1)～(算式4) 略</p> <p>第3 乳児院の職員定数(看護師、保育士、児童指導員)の計算方法について(「定員又は暫定定員」－「その月初日の2歳児及び3歳以上児の現員」)÷1.6+「その月初日の2歳児の現員」÷2+「その月初日の3歳以上児の現員」÷4＝職員定数(ただし、端数が生じるときは年齢別にそれぞれ小数点第1位まで計算し(小数点第2位以下切捨)、合算した値の小数点第1位を四捨五入する。)</p>	<p>なお、上記によってもやむを得ず10月計算の適用を行う場合は、次に掲げる事例について、当分の間、第1に該当するものとして取扱うこととする。</p> <p>その上で、①については、下記のいずれかの算式によって差し支えないものとし、これに該当する場合は当省の包括的承認があったものとみなし、個々の施設についての特例措置の協議は必要としないものとして取り扱われたい。</p> <p>また、②の事例についても次のいずれかの算式によるものとするが、本事例の場合は第1に基づき特例措置に関する協議を当省に対して行うこと。</p> <p>① 例えば児童養護施設や乳児院において年度のはじめに特に児童数が減少するものや、自立援助ホームにおいて、各月初日現在の在籍児童数が月により変動のあるもの。</p> <p>② 暫定定員の設定を行うことにより、現にいる職員の整理が必要となるもの。</p> <p>(算式1)～(算式4) 略</p> <p>第3 乳児院の職員定数(看護師、保育士、児童指導員)の計算方法について(「定員又は暫定定員」－「その月初日の2歳児及び3歳以上児の現員」)÷1.7+「その月初日の2歳児の現員」÷2+「その月初日の3歳以上児の現員」÷4＝職員定数(ただし、端数が生じるときは年齢別にそれぞれ小数点第1位まで計算し(小数点第2位以下切捨)、合算した値の小数点第1位を四捨五入する。)</p>